

資 料

（三角合併・信託税制等）

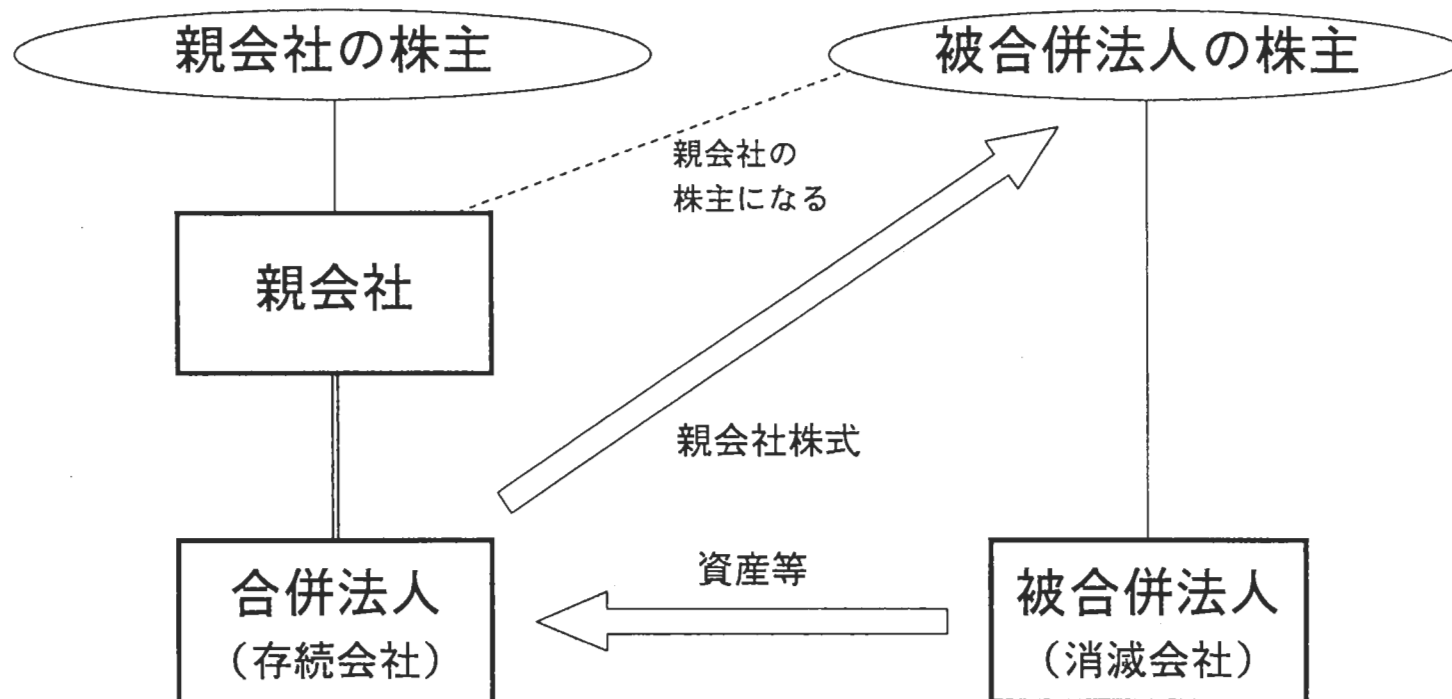
目

次

- ・ 三角合併関係 1
- ・ 信託法関係 5
- ・ リース会計基準の見直しと税制 11

三 角 合 併

- 会社法においては、合併等の対価として、合併法人株式以外の金銭その他の財産を交付することが可能となった（合併等対価の柔軟化）ことから、新たに三角合併等の組織再編行為が可能となる。
- 会社法は平成 18 年 5 月 1 日から施行されているが、合併等対価の柔軟化については、会社法の施行日より 1 年後（平成 19 年 5 月 1 日）の施行とされており、それまでの間に適切な税制上の対応を検討する必要。



組織再編成に対する課税の取扱い

- 組織再編成の場合を含め、資産の移転時には譲渡益課税が行われるのが原則であるが、現行の組織再編税制では、事業を営んできた当事者が引き続き事業を営む実態が継続していると認められる場合に、譲渡損益の課税が繰り延べられている。
- こうした現行の組織再編税制を踏まえ、三角合併等に係る課税繰延べについて、検討する必要。

原 則

資産の移転取引をした場合には譲渡損益が実現するので課税を行うのが原則であり、組織再編成による資産の移転（株主段階での株式の移転・法人段階での資産の移転）も例外ではない。

組織再編税制における課税繰延べ

①及び②の組織再編成の場合には、「事業を営んできた当事者が引き続き事業を営む」実態が継続することから、譲渡損益を計上しない（課税繰延べ）。

① 企業グループ内の組織再編成

持株割合50％超の支配株主がいる企業グループ内で組織再編成が行われる場合には、組織再編成後もその支配株主が事業を営む実態が継続する。

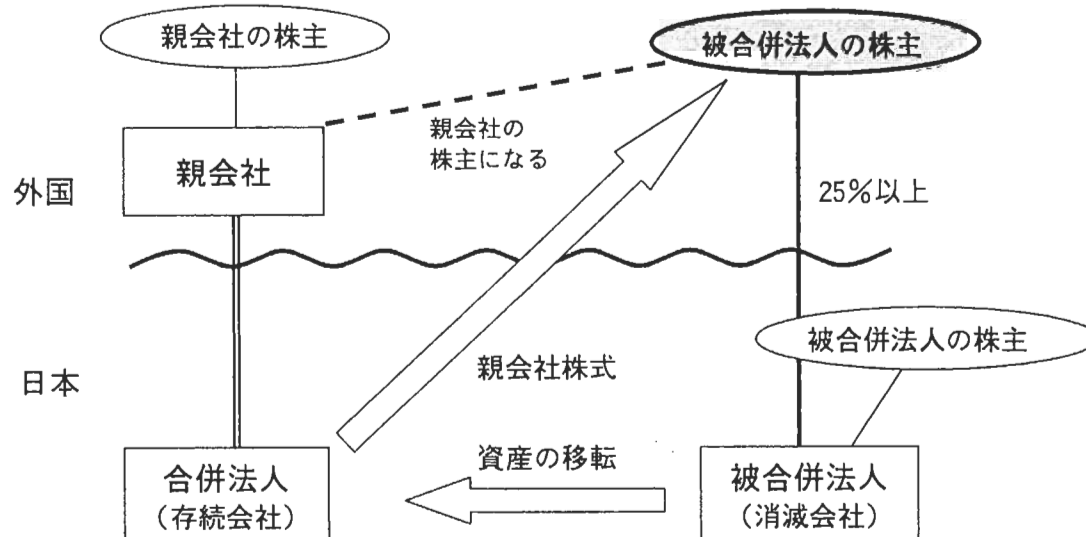
② 共同事業を営むための組織再編成

①の支配株主がいない場合であっても、組織再編成の当事者（事業を営んできた会社）が共同で事業を営むために組織再編成を行う場合で、それぞれの事業の規模に著しい格差がないときは、組織再編成後も両当事者が事業を営む実態が継続する。

（注）①及び②とも、被合併法人の株主が合併法人株式以外の資産の交付を受けないことが要件とされている。したがって、現行制度においては、親法人株式を対価とする三角合併等は課税繰延べされないこととなる。

クロスボーダー特有の事情

- 現行法上の組織再編において、合併は内国法人同士のものしか認められていないが、新会社法の下で、合併対価として外国親会社株式の交付が可能となることから、クロスボーダーの組織再編が可能となる。
- 合併対価が外国親会社の株式である場合、適格性をどう考えるか。



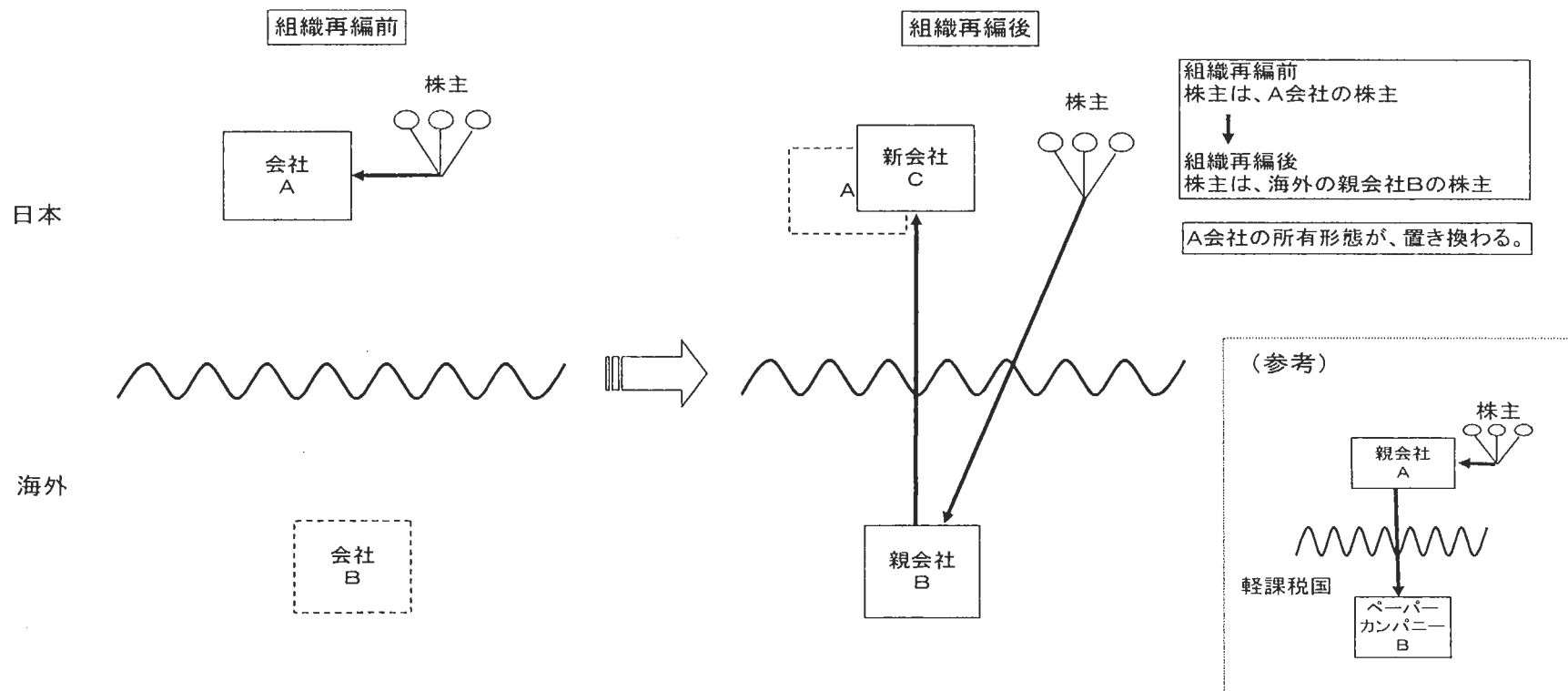
- ・ 我が国国内法上は、非居住者・外国法人株主の得る以下の株式譲渡益について課税。
 - 大口保有者の譲渡益（「事業譲渡類似株式の譲渡益」：25%以上保有、5%以上売却）
 - 不動産関連株式（主たる資産が我が国不動産である会社の株式）の譲渡益

（注）租税条約の中には、譲渡益の居住地国課税の原則をこれらの譲渡益にも適用しているものもあり、そのような条約相手国の居住者がこれらの譲渡益を得る場合には、我が国で課税しない。

- 合併対価が外国親会社の株式である場合、被合併法人の非居住者・外国法人株主に対する課税繰延べについて、どのように考えるべきか。

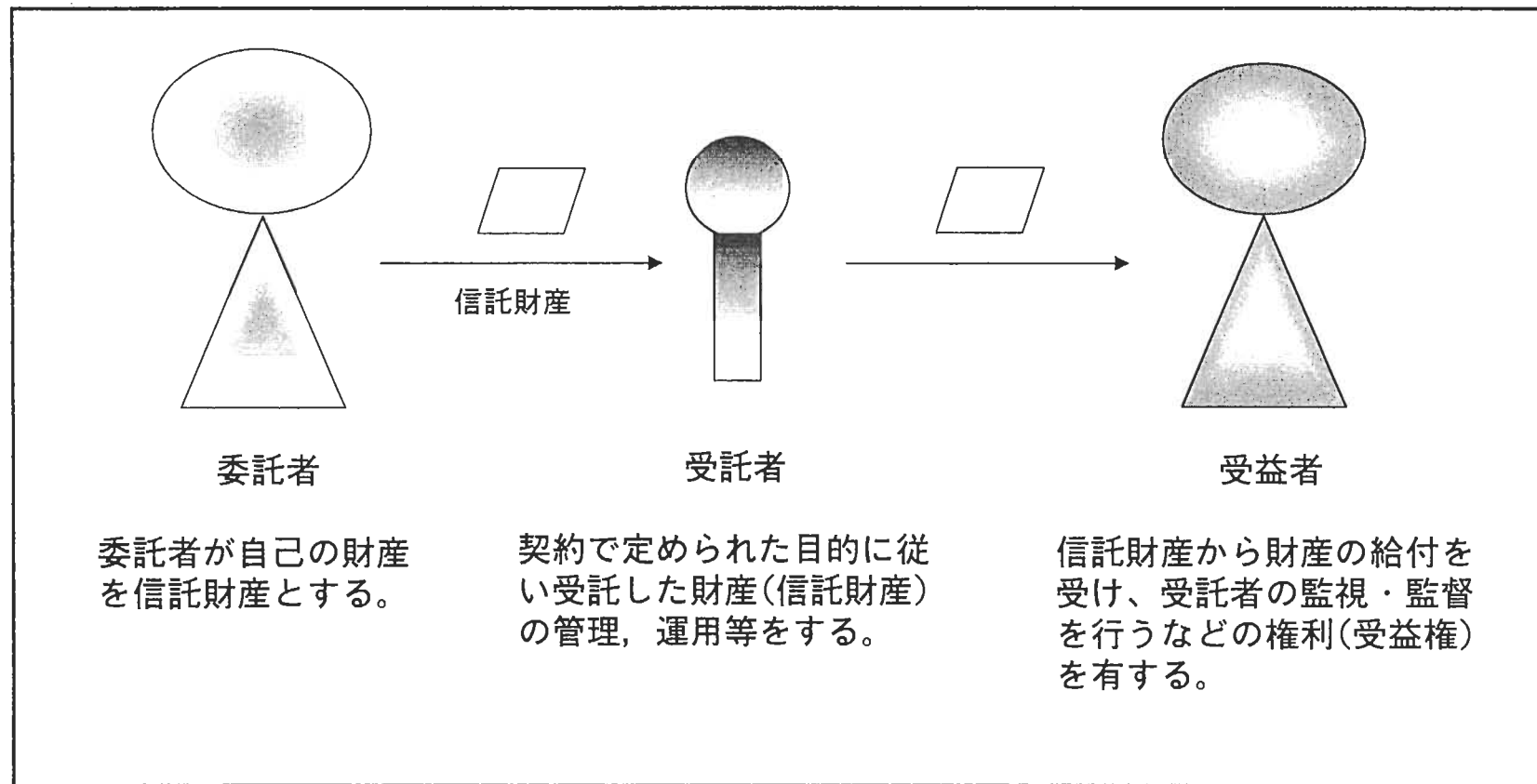
海外企業が関係する組織再編

- 軽課税国に所在する実体のない会社を通じた組織再編(例えば、新会社法によって可能となるクロスボーダーの三角合併を利用して行われるもの)にどのように対応するか。



信託制度の概要

信託とは、特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき法律関係を創設すること。



信託に係る現行税制（法人税、所得税）

- 現行税制においては、信託の内容・性格に応じ、受益者課税、分配時課税及び信託段階法人課税の3つの課税方法を定めている。

受益者課税

〔信託の例示〕

〔課税方法〕

- 不動産・動産の管理等の一般的な信託



- 信託財産を受益者が保有しているものとみて、信託収益の発生時に受益者に課税

分配時課税

- 貸付信託
- 一般的な投資信託



- 信託収益が受益者に現実に分配された段階で初めて課税
- 課税繰延べが生ずる

信託段階法人課税

- 資産流動化法上の特定目的信託



- 同様の活動を行う特定目的会社等との課税のバランスから、信託段階で法人税を課税
- 一定の要件を満たしている場合には、分配額を損金算入

信託法案に対応した税制上の主な検討課題

信託法案における信託の多様化

信託法案により信託の利用機会が大幅に拡大され、多様な信託の類型が可能となる。

自己信託（信託宣言）の創設

※委託者と受託者が同一の信託

目的信託の創設

※受益者の定めのない信託

「事業型」信託を可能とする環境整備

- 受託者が信託目的の達成のために必要な一切の行為をする権限を有することを明確化
- 受託者の責任を信託財産の範囲に限る制度（限定責任信託）を創設
- 信託受益権の証券化を一般的に許容
- 多数決による受益者の意思決定の許容

税制上の主な検討課題

- 自己信託などで、法人同様の事業を行う信託が創設された場合に法人税の回避が起きるのではないか。
- 目的信託が遺言により設定されたような場合に相続税の回避が起きるのではないか。
- 複雑な形態の信託に対応した課税関係の明確化が必要なのではないか。



- ・信託の多様な機能の類型に応じて適切な税制上の整備を検討する必要。
- ・併せて、制度の濫用事例への対応や、納税環境の整備の視点からも検討が必要。

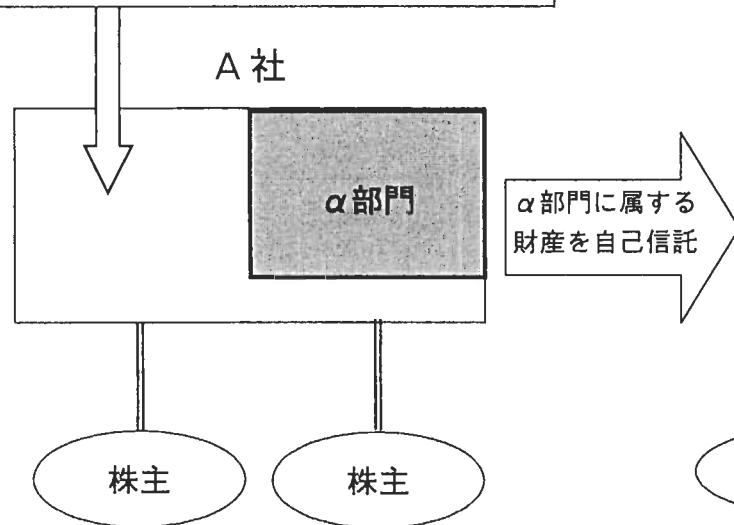
具体的な検討課題①

自己信託などにより法人同様の事業を行う信託が創設された場合に法人税の回避が起きるのではないかと指摘。

○法人が財産の一部（特定の事業部門など）を自己信託したケース

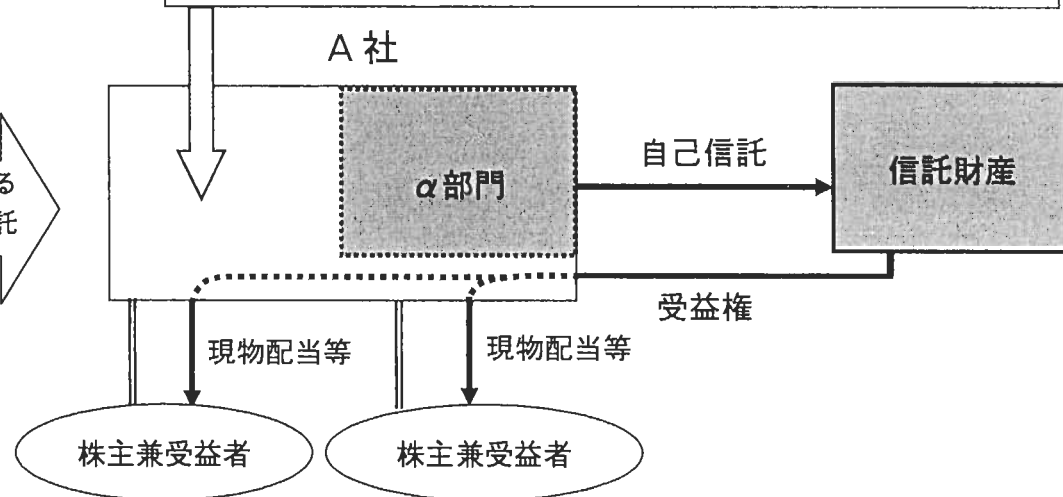
〔現 状〕

A社は、全ての事業部門から生じる収益について、法人税を納付



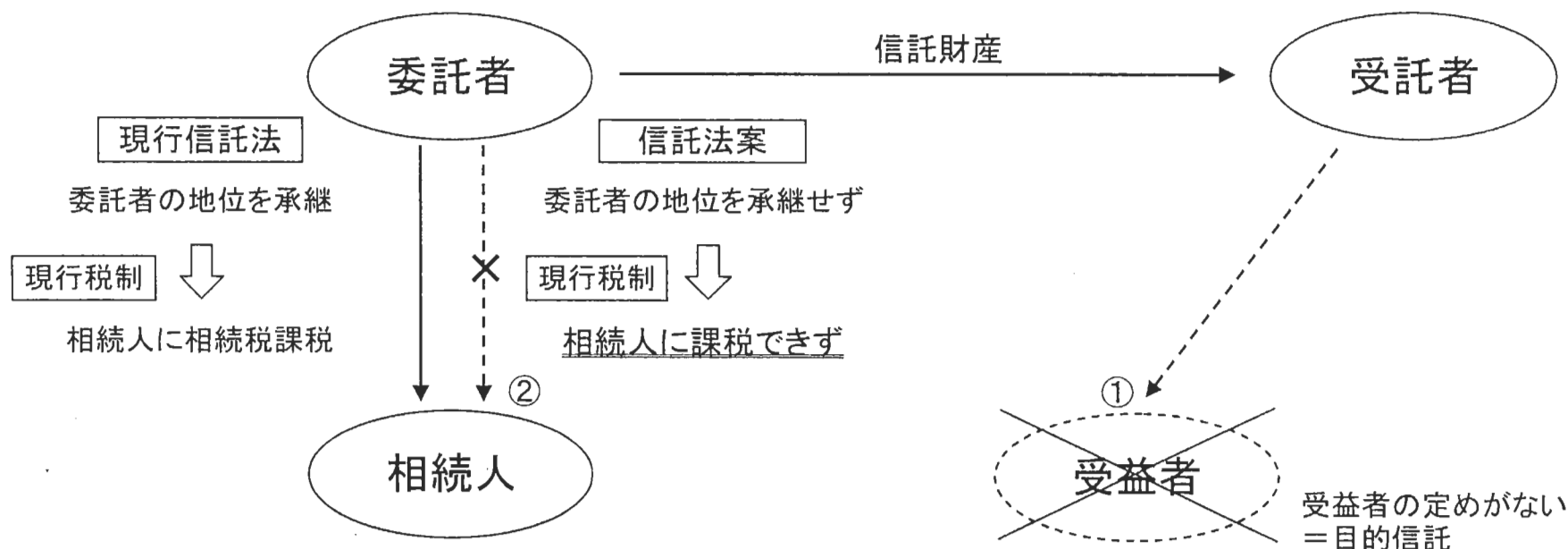
〔自己信託を利用した場合〕

A社は、α部門を自己信託し、その受益権を株主に現物配当等で交付することにより、α部門から生じる収益について、法人税を回避することが可能



具体的な検討課題②

遺言により受益者の定めのない信託（目的信託）が設定された場合には、信託法案の下では相続税が課税されないおそれがあり、適切な措置を検討する必要。



遺言によって目的信託を設定した場合

- ① 受益者に対する課税：目的信託では受益者の定めがないため、相続税を課税することができない。
- ② 委託者の相続人に対する課税：信託法案においては、遺言により信託が設定される場合、委託者の相続人は相続により委託者の地位を承継しないこととされている。このため、遺言により目的信託が設定された場合には、その信託に関する権利は委託者から相続人への相続財産とはならず、相続税を課税することができない。

諸外国における信託税制（未定稿）

（2006 年 1 月現在）

	アメリカ	イギリス
原則	信託段階課税 ○ 信託の収益のうち、受益者に対する分配後の残余については、信託に対して課税。 ○ 信託より受益者に分配された部分については、受益者に課税。	信託段階課税 ○ 信託の収益全体について、信託（受託者）に対して課税。 ○ 信託から受益者に対する分配について、受益者に課税。（受託者段階での支払税額との調整のため、一定の控除等が行われる） ○ ただし、受託者は信託財産の管理のみを行い、受益者が絶対的な権限を有する場合には、受益者のみに課税（受動信託）
事業信託	○ 信託が事業活動を行っている場合には法人等として取扱う（事業信託）	○ 原則通り、受託者段階で、信託税率で課税。
主な例外	○ 委託者が実質的に信託を支配している場合には委託者に課税（委託者信託）	○ 委託者が権利を有する財産から生じた所得については、委託者の所得とみなす。
自己信託	信託が自己信託により設定された場合においても、 ○ 信託財産が事業用資産の場合には、当該信託は課税上、法人等として取扱われるが、 ○ 委託者信託に該当して委託者に課税される場合もあり得ることに留意。	信託が自己信託により設定された場合においても、 ○ 受託者段階で信託税率で課税されるのが原則であるが、 ○ 租税回避防止の観点から、委託者が実質的に権利を有する場合には、信託財産から生ずる収益について、委託者に帰属するものとして課税され得ることに留意。
信託として課税される場合の税率	○ 15～35% ※所得税より累進度が高い。 （参考：所得税率 10～35%、法人税率 35%）	○ 受託者に裁量がある場合は原則 40% （参考：所得税率 10～40%、法人税率 30%）

（備考）米・英ともに、目的信託は伝統的に認められておらず、課税関係に関する明確なルールはない。

リース会計基準の見直しと税制

現在、企業会計基準委員会（ASBJ）において、リース（所有権移転外ファイナンスリース）の会計処理に関し、賃貸借処理を廃止し原則売買処理に準じた処理とすることを検討中。当該会計基準の変更に向けた検討を踏まえ、税制上適切に対応する必要。

現状

所有権移転外ファイナンスリース取引の
会計上の取扱い

原則：売買処理
例外：賃貸借処理 } 選択可能
実務上はほとんどのケースで賃貸借処理を選択

二
一致

所有権移転外ファイナンスリース取引の
税務上の取扱い

ほとんどのケースで賃貸借処理
課税上弊害があるものは売買処理

今後

企業会計基準委員会で見直しを検討中
（7月5日に試案を公表）

例外処理を廃止し、基本的に売買処理に一本化

理由：

- ① リース物件の取得原価相当額等を回収するようリース料が設定されるなどの点から、経済的実態として通常の売買との違いが見出しにくいこと
- ② リース物件が不要になった場合でも借り手はリース料の支払義務を負っており、こうした借り手の確定した債務はバランス・シートに計上する必要があると考えられること
- ③ 例外処理がほぼすべてを占めるという会計基準として特異な現状を是正し、国際会計基準（IAS/IFRS）と平仄を合わせるべきであること

会計基準の変更に伴い、適切な対応を検討

◎ 検討の視点

- 取引の経済的実態に応じた取扱いとすべきという点においては、会計も税制も同様。
- 納税者の事務負担を考慮すれば、会計処理と税務処理との適切な調和を図る必要。